

公開版

## 平成27年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 平成28年 2月17日 (水) 午前 9時30分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 事

<非>第41号議案 教職員の懲戒処分

…非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第22回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
1	平成28年度事務局組織の改編	1
配付 報告	静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則の制定	11
2	<非>平成 27 年度末校長等退職者状況	非
3	<非>教頭の希望降任	非

平成 28 年度事務局等組織の改編

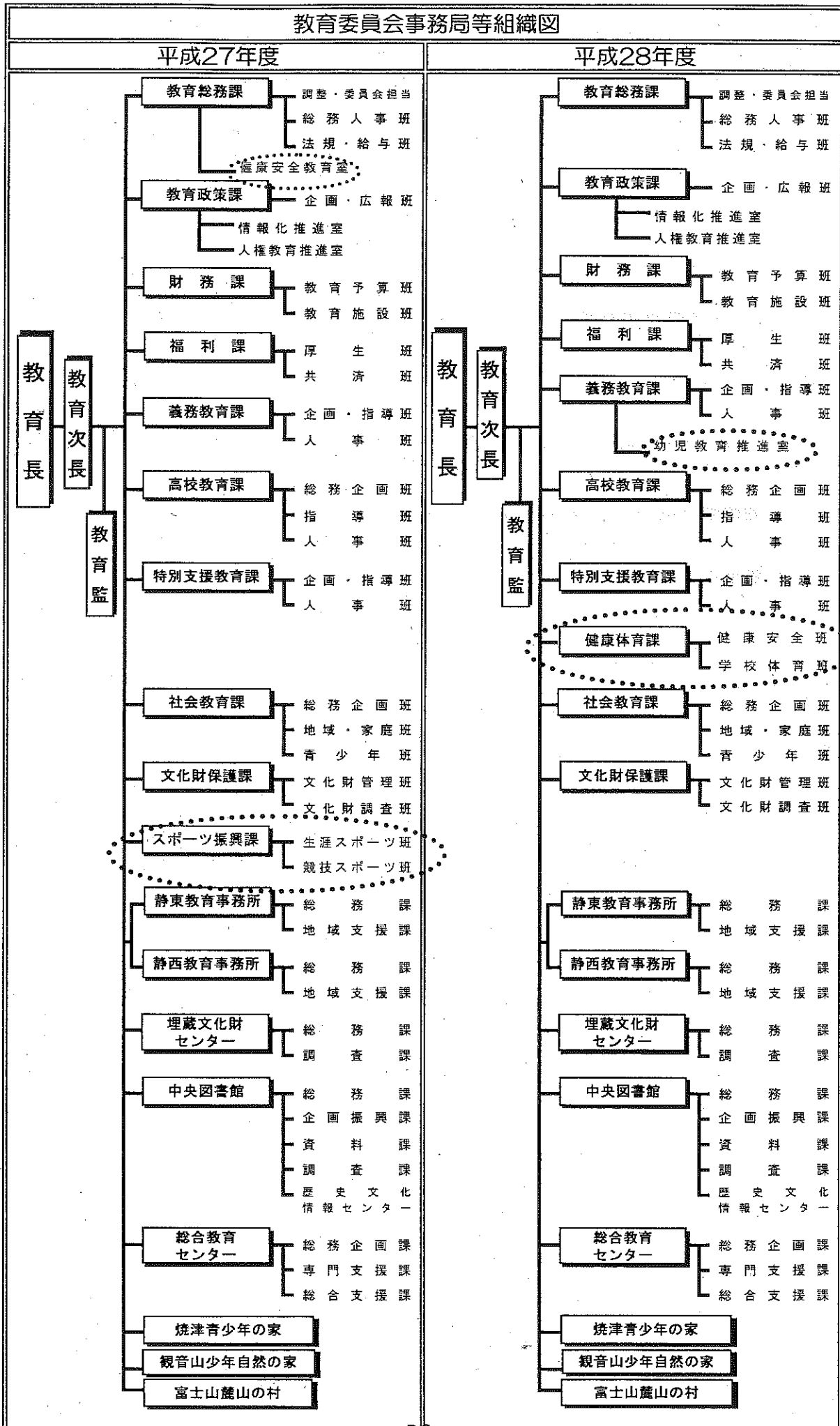
(教育総務課)

平成 28 年度事務局等組織について、別添のとおり改編する。

(別 添)

- 1 平成 28 年度事務局等組織図
- 2 義務教育課「幼児教育推進室」の新設
- 3 健康体育課の新設

教育委員会事務局等組織図



## 義務教育課「幼児教育推進室」の新設

### 1 概要

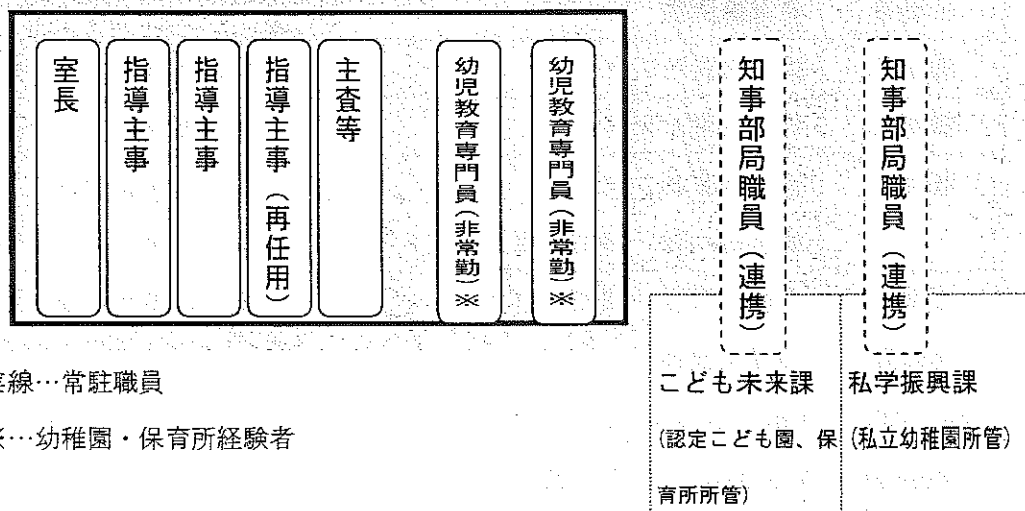
子どもの発達段階に応じた施策等により、学びの連続性を重視した幼保小連携を推進して、本県における就学前教育の充実を図るため、幼児教育推進室を新設する。

### 2 所掌業務

- (1) 幼稚園、保育所、小学校等の連携推進に関すること。  
(幼児教育・幼保小連携の施策に関する企画・立案等)
- (2) 幼稚園の就学に関すること。
- (3) 幼稚園の教育課程、学習指導、園児に関する指導及び進路指導並びにその研究及び研修に関すること。  
(研修の企画・運営、幼保小交流カリキュラムの作成等)
- (4) 幼児教育関連の情報発信、調査及び研究に関すること。  
(HPなどによる資料提供等)
- (5) 幼児教育に関する教育相談活動及び相談者への支援に関すること。  
(公私立保育所・幼稚園等の運営相談、幼児教育に係る各種の教育相談等)
- (6) 幼稚園教諭の免許に関すること。

### 3 幼児教育推進室の体制

職員 7 人（うち非常勤職員 2 人） + 知事部局職員と連携



#### 4 通称について

幼児教育推進室の通称を「幼児教育センター」とする。

##### <通称を設定する理由>

新室は、静岡県総合教育センター内にあった幼児教育センターを移管したうえで事業面・組織面においてこれを強化したものである。平成27年度からの就学前教育の推進に関する事業の継続性という点において、通称の使用は必要である。

また、対外的には、幼児教育に係る各種の教育相談窓口、関係団体との連携・協議の場や県民への情報発信の拠点としての機能を有することになるため、広く一般通用性のある呼称が必要である。

#### 5 参考：幼児教育センターについて

##### <設置の経緯>

平成25年度、五人委員会（県庁内会議）での幼児教育に関する議論において、幼児教育について関係者を集めた協議会（就学前教育推進協議会）の設置と、幼児教育センター機能の設立について合意し、平成27年度から総合教育センター内に「幼児教育センター」を設置した。

##### <設置理念>

- ・ 幼保小連携の教育方針の検討や決定、その普及・啓発を図る拠点
- ・ 各市町や幼稚園・保育所の関係団体の意思統一の拠点
- ・ 市町の自立を支援する施策や人材育成を図る拠点

#### ○就学前教育の充実に係る専門部署を設置する他県の状況

県名	組織名称	備考
秋田県	幼保推進課	
栃木県	幼児教育センター	総合教育センター内
群馬県	幼児教育センター	総合教育センター内
福井県	幼児教育センター 義務教育課 幼児教育支援グループ	県生活学習館内 課内に専門部署を新設
岐阜県	学校支援課 幼児教育チーム	課内に専門部署を新設
高知県	幼保支援課	

※いずれも所管は教育委員会

※秋田県と高知県は、所掌事務に私立幼稚園、保育所、認定こども園に関することを含む

※  義務教育課幼児教育推進室が所掌する業務

○静岡県教育委員会事務局内部組織規則(抜粋)

平成21年3月25日

教育委員会規則第3号

義務教育課

- (1) 小学校、中学校及び幼稚園の設置及び廃止(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (2) 県費負担教職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (3) 県費負担教職員の研修(教育総務課及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (4) 県費負担教職員の勤務時間その他の勤務条件(教育総務課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (5) 小学校、中学校及び幼稚園の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。  
幼稚園に関する事に限る。
- (6) 小学校及び中学校の学校運営(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (7) 小学校及び中学校の教科用図書の採択(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (8) 小学校及び中学校の教科用図書の無償給与に関する事。
- (9) 静岡県教科用図書選定審議会に関する事。
- (10) 小学校、中学校及び幼稚園の就学(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。  
幼稚園に関する事に限る。
- (11) 小学校及び中学校の組織編制及び管理(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (12) 小学校及び中学校の設備(財務課及び高校教育課の所掌に属するものを除く。)に対する指導及び助成に関する事。
- (13) 小学校及び中学校における就学困難な児童生徒の就学奨励援助(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (14) 小学校及び中学校の読書活動(高校教育課の所掌に属するものを除く。)の推進に関する事。
- (15) 小学校、中学校及び幼稚園の特別支援教育(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (16) 教育職員の免許に関する事。  
幼稚園教諭の免許に関する事に限る。
- (17) 教育事務所に関する事。
- (18) 県費負担教職員の人事評価に関する事。
- (19) 小学校及び中学校の指導力不足教員(高校教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (20) 中学校に係る文化関係団体に関する事。

○静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（抜粋）

平成26年3月28日  
教育委員会規則第4号

第3条

（分掌事務）

専門支援課

- (1) 教職員の経験段階に応じた資質能力の育成のための研究及び研修に関する  
こと。
- (2) 学校組織マネジメントの研究、研修及び指導に関すること。
- (3) 教職員の資質向上のための研究、研修及び指導に関すること。
- (4) 特別支援学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究、研  
修及び指導に関すること。
- (5) 特別支援学級における教科等の学習指導の研究及び研修に関すること。
- (6) 特別支援学校における教科用図書の調査及び研究に関すること。
- (7) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における特別支援教育の推進に関する  
こと。
- (8) 教育相談活動及び相談者への支援に関すること。
- (9) 教育相談の研究、研修及び指導に関すること。

総合支援課

- (1) 小学校及び中学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究  
及び研修に関すること。
- (2) 幼稚園の教育課程、学習指導、園児に関する指導及び進路指導の研究及び研  
修に関すること。
- (3) 県立の中学校入学者選抜に関すること。
- (4) 幼稚園、保育所、小学校等の連携推進に関すること。
- (5) 幼児教育関連の情報発信、調査及び研究に関すること。
- (6) 高等学校における教科等の学習指導、生徒指導及び進路指導の研究、研修及  
び指導に関すること。
- (7) 高等学校及び県立の中学校における教科用図書の調査及び研究に関するこ  
と。
- (8) 公立の高等学校入学者選抜に関すること。



## 健康体育課の新設

### 1 概要

スポーツ行政の知事部局への移管後の教育委員会の組織体制について、平成 28 年度から「健康体育課」を新設し、引き続き教育委員会が所管する「学校体育」と現健康安全教育室の業務を所管する。

### 2 所掌業務

- (1) 事務局及び教育機関の危機管理に関すること。
- (2) 学校安全、学校保健及び学校給食に関すること。
- (3) 学校安全、学校保健及び学校給食に係る教職員の研修に関すること。
- (4) 学校給食に関する施設及び設備に対する指導及び助成に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。
- (6) 学校体育に係る教職員の研修に関すること。
- (7) 学校における体力づくり運動の推進に関すること。
- (8) 教育活動の一環として行われるスポーツイベントに関すること。
- (9) 学校体育関係団体に関すること。

### 3 課名について

「健康」は、健康教育や食育、安全教育の他に、防災教育・危機管理も含めた「命を守る教育」を表している。「命を守る教育」の推進による「安全安心な環境づくり」は、「心身の健康」を支えるための礎となる。

「体育」は、健やかな心身の育成を図る「学校体育」の所管を明確にしたものである。

### 4 組織体制及び知事部局との役割分担について(別紙)

(別紙) 健康体育課と新設スポーツ局との役割分担

[ 27年度 ]

< 教育委員会 >

< 健康安全教室 > 11人

- ・ 危機管理・安全担当 (5)
- ・ 健康給食担当 (5)

スポーツ振興課

15人

- ・ 生涯スポーツ班 (10)
- ・ 競技スポーツ班 (4)

[ 28年度 ]

< 教育委員会 >

健康体育課 19人

- ・ 健康安全班 (10)
  - ・ 学校体育班 (7)
- (H30 全国高校総体準備担当)

< 文化・観光部 >

スポーツ振興課 8人

- ・ スポーツ振興班 (6)

[ スポーツ所管事業 ]

- 地域スポーツクラブ推進事業
- スポーツ人材活用推進事業
  - ・ 人材バンク管理運営
  - ・ しずおか型部活動推進事業
  - ・ 学校体育推進事業
  - ・ 実技指導者派遣
- 全国総体等派遣運営費助成
- 全国高校総体開催準備事業
- 競技力向上対策事業
  - ・ 運動部活動強化事業
  - ・ 中学・高校指導者養成事業
  - ・ 全国大会出場選手強化事業

- 競技力向上対策事業
  - ・ 国体強化・指導者養成
  - ・ ジュニアスポーツ普及等  
(教育委員会所管分を除く)
- 2020年オリンピック推進事業
  - ・ 候補選手支援
  - ・ トップアスリート派遣
- 生涯スポーツ振興事業
  - ・ スポレク・フェスティバル
- スポーツ施設管理運営
  - ・ 水泳場・武道館等管理

[ 使命 ]

学校体育・部活動の推進

- ・ 子供体力の向上
- ・ 部活動の充実
- ・ 中高生の競技力向上
- ・ 地域でスポーツを支える体制整備
- ・ H30 全国総体開催

県全体のスポーツ振興

- ・ スポーツ推進計画
- ・ 県全体の競技力向上
- ・ 生涯スポーツの充実
- ・ 体育施設管理の一体化によるスポーツの普及の推進
- ・ 国際大会を契機としたスポーツの推進
- ・ 体育関係団体の調整

※  健康体育課が所掌する業務

○静岡県教育委員会事務局内部組織規則(抜粋)

平成21年3月25日  
教育委員会規則第3号

(所掌事務)

第4条 前条第2項に規定する課の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員、教育長、教育次長及び教育監の秘書に関する事。
- (3) 儀式及び典礼に関する事。
- (4) 表彰その他栄典に関する事。
- (5) 事務局の連絡調整に関する事。
- (6) 事務局及び教育機関(県立の学校を除く。)の組織に関する事。
- (7) 事務局及び教育機関(県立の学校を除く。)の職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- (8) 職員の研修(他課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (9) 事務局及び教育機関の職員並びに県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件(義務教育課、高校教育課及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)に関する事。
- (10) 法令及び重要文書の審査及び解釈に関する事。
- (11) 争訟に関する事。
- (12) 教育に関する公益財団法人、公益社団法人、公益信託等に関する事。
- (13) 職員団体に関する事。
- (14) 市町立の専修学校及び各種学校の設置及び廃止に関する事。
- (15) 教育委員会の広報及び広聴に関する事。
- (16) 教育行政全般の連絡調整に関する事。
- (17) 教育行政に関する相談に関する事。
- (18) 文書の收受発送に関する事。
- (19) 公印に関する事。
- (20) 市町の教育委員会の組織運営に関する事。
- (21) 財務の執行及び職員の服務の監察に関する事。
- (22) 内部通報制度に関する事。
- (23) 監査委員との連絡に関する事。
- (24) 事務局及び教育機関の危機管理に関する事。
- (25) 学校安全、学校保健及び学校給食に関する事。
- (26) 学校安全、学校保健及び学校給食に係る教職員の研修に関する事。
- (27) 学校給食に関する施設及び設備に対する指導及び助成に関する事。
- (28) 他課の主管に属さない事。

スポーツ振興課

- (1) 生涯スポーツに関する事。
- (2) 競技スポーツに関する事。

(3) 学校体育に関する事。

(4) 学校体育に係る教職員の研修に関する事。

- (5) スポーツ振興事業の国庫補助金に関する事。
- (6) 市町のスポーツ施設に対する支援に関する事。
- (7) 水泳場・武道館に関する事。
- (8) 静岡県スポーツ推進審議会に関する事。

(9) 体力づくり運動の推進に関する事。

(10) スポーツイベント開催に関する事。

(11) 体育関係団体に関する事。

学校における体育（教育課程に基づくもの、教育活動の一環として行われるもの）に限る

（件 名）

静岡県市町立学校職員の退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める規則の一部を改正する規則の制定

（教育総務課）

## 1 改正の理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法の規定により定めている当規則の様式の所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

- (1) 不服申立て（審査請求及び異議申立ての総称）の手続きが審査請求に一元化されたため、様式第 1 号から様式第 11 号中の用語「不服申立て」を「審査請求」に改める。
- (2) 審査請求をすることができる期間が 60 日から 3 か月に延長されたため、同様式中の用語「60 日」を「3 か月」に改める。
- (3) 「不服申立て」を「審査請求」に改めることに準じて、同様式中の用語「又は決定」を削除する。
- (4) 当規則は、静岡県市町立学校教職員の退職手当に関する条例第 3 条に基づき規定されているが、同様式中の、条例第 3 条に基づく旨の規定は不要のため、「第 3 条の規定に基づき、条例」を削除する。

## 3 行政不服審査法の改正の内容（該当箇所のみ）

- (1) 不服申立ての種類を原則として「審査請求」に一元化
- (2) 審査請求期間を 3 か月に延長

## 4 関係法令抜粋

○行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）

（審査請求期間）

第十四条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

○行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

（審査請求期間）

第十八条 処分についての審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して一月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

○静岡県市町立学校教職員の退職手当に関する条例（昭和 30 年条例第 13 号）

（教育委員会への委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、県教育委員会が定める。

## 5 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日